

三沢市有料広告掲載要綱

(平成20年4月15日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の財産等への広告掲載について別に定めのあるもののほか、掲載する有料広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 三沢市の広報印刷物

イ 市の印刷物

ウ 市の財産

エ その他市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 三沢市の品位、公共性及び公益性を妨げるおそれのあるもの

(2) 法令等に違反するもの又はおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝及び人材募集に関するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条に掲げる営業に該当するもの

(5) 児童及び青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの

(6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(7) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告の基準は別に定める。

(広告媒体の種類等)

第4条 広告媒体の種類及び規格等については、それぞれの広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第5条 広告の募集方法、広告掲載料及び選定方法については、それぞれの広告媒体ごとに別に定める。

(審査機関)

第6条 市長は、広告掲載の可否の決定に疑義が生じた場合、掲載の可否を審査する機関として、三沢市有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

2 委員会は、三沢市行政事務改善委員会がこれを兼ねる。

3 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載料は、掲載の決定のあった日から市長の指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第8条 納付された広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取消すことができる。

(1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。

(2) 広告主が広告の原稿等を期日までに提出しなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月15日から施行する。